

逗子市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1. 趣旨

熱中症による健康被害の発生防止等を目的に気候変動適応法が改正され、極端な高温の発生時において市民等が暑さを避けて休息を取ることができる施設として、市町村長が指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）の指定をすることができる旨が規定されました。

市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設をクーリングシェルターとして指定しておりますが、今後、更なる熱中症予防対策を推進することを目的に、クーリングシェルターとしての指定を受け、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2. 対象施設

所在地が逗子市内の民間施設

3. 指定基準

（１）定期的にメンテナンスされた適切な機能を有した冷房設備があること

当該施設の開放中は、適宜冷房運転をお願いします。

（２）熱中症特別警戒情報が発表されたとき、当該施設を住民等に開放できること

当該施設の閉館日等まで開放を求めるものではありませんので、協定書で取り決める「開放可能日等」の範囲で開放してください。また、特別警戒アラートの発表時以外でも、熱中症予防のため当該施設の開放にご協力お願いいたします。

<熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）>

熱中症警戒アラートに加え、過去に例のない危険な暑さとなり、健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表されるものであり、県内5箇所の暑さ指数情報提供地点（海老名、横浜、辻堂、小田原、三浦）の全地点で、翌日の日の最高の「暑さ指数（WBGT）」が35に達すると予測される場合に発表されます。

（３）受け入れ可能人数が滞在することが可能な空間が適切に確保されていること

避難者が休息するための椅子やベンチ等の設置やスペースの確保をお願いいたします。

4. 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。

- （１）各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク掲示
- （２）休息用の椅子等の準備（既設のもので可）
- （３）冷房設備の適切な管理
- （４）救護対応など、通常の施設管理業務程度の来場者対応

5. 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）とします。

なお、開放する日時等は各施設の実情に応じます。

6. 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記載し、環境都市課にメール又は郵送で提出してください。

応募は随時受け付けています。

7. 指定までの流れ

- （1）市へ応募用紙を提出
- （2）指定基準の確認
- （3）市と施設管理者で協定を締結
- （4）クーリングシェルターとして指定
- （5）クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- （6）クーリングシェルターの運用開始

8. 物資配布・情報提供

市は、クーリングシェルターに指定した施設に対し、次の物資の配布、情報の提供を行います。

- （1）クーリングシェルターマークの配布
- （2）熱中症予防に関する啓発資料等の配布
- （3）熱中症特別警戒情報発表時の情報提供

9. その他

- （1）公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合や指定を解除する場合があります。
- （2）電気使用量等、クーリングシェルター開放等に伴う必要な経費負担は、施設管理者となります。

【応募・問い合わせ先】

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

逗子市環境都市部環境都市課

電 話：046-873-1111（内 456）

メール：kankyo@city.zushi.kanagawa.jp